通所型サービスＡ　としまリハビリ通所サービスについて

趣旨・目的

通所型サービスＡは、既存の国相当基準通所型サービスの基準を緩和し、区民ニーズの実情に応じたサービスを提供することで、要支援者に対する効果的･効率的な支援を目指すものである。豊島区では、としまリハビリ通所サービスとして、機能訓練に特化したサービスを提供することで、利用者の運動機能の維持・改善を図り、地域の通いの場に通えるようになる等、自立した生活の支援を目的とする。

基本的な考え方

利用者、保険者、事業者それぞれの立場から均衡がとれている。

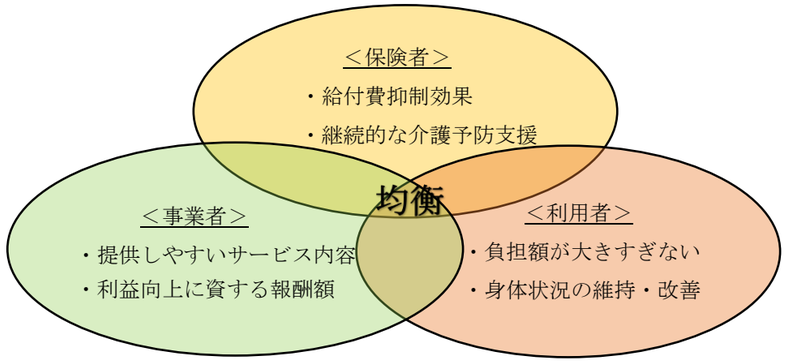

機能訓練に特化する背景

区民ニーズに対応したサービス

- 通所型サービス利用理由「運動をしたい」「元気な体を保ちたい」「元気になりたい」が約６割
- 基本チェックリストで「運動機能の低下」に該当が８割

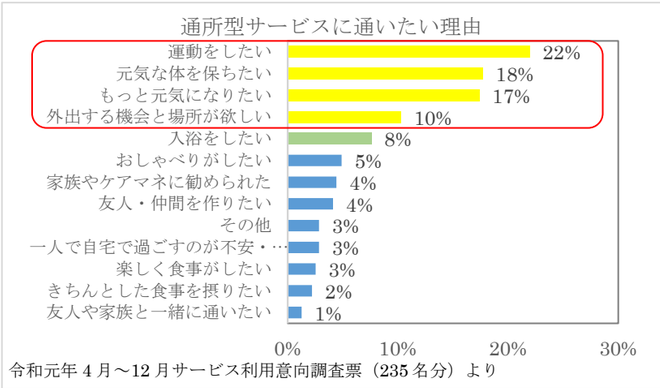

令和元年４月～12 月サービス利用意向調査票（235 名分）より

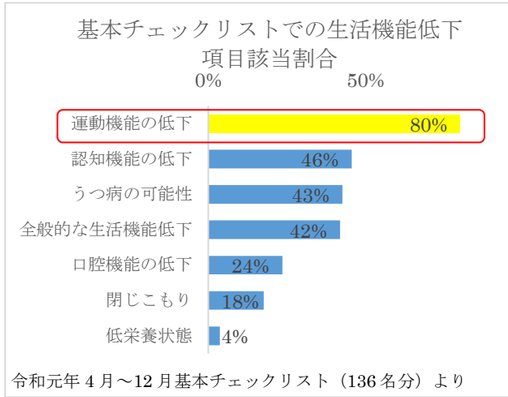

令和元年４月～12 月基本チェックリスト（136 名分）より

介護予防通所事業(A6)

- 事業所によって機能訓練サービスの内容に差がある(機能訓練指導員の滞在時間に定めがない)

通所型サービスＡは、早期に機能改善を図り、いち早く自立した生活を送れるよう支援することを目的として、機能訓練に特化（機能訓練指導員が常駐）したサービスとする。

サービスのメリット・特長

継続的な介護予防効果

- 機能訓練指導員が常駐することで、専門的な機能訓練のサービスを提供し、より早期に機能改善を図る
- 機能改善した利用者を地域の通いの場へ、また必要に応じて地域の通いの場から通所型サービスＡへ繋げることで、地域との繋がりによる継続的な介護予防支援を実現

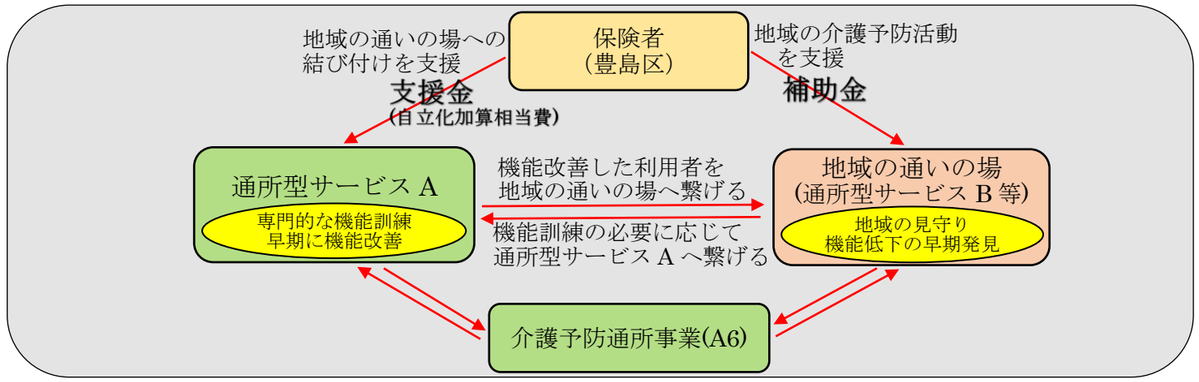

利用者負担軽減

- 利用者負担額の引き下げ
- 利用者負担の加算を「機能訓練向上加算」に限定することで実質負担額を抑える

（例）要支援１、１割負担、月４回通所型サービスＡをサービス利用の場合
300 円×4 回 ＋ 機能訓練向上加算 200 円＝**1,400 円（1ヵ月あたり）**
※既存の介護予防通所事業(A6)の場合は…約 2,000 円～2,500 円

介護予防通所事業(A6)と比較して、１月あたり約 600～1,100 円安い

１割負担の場合	通所型サービスＡ	介護予防通所事業(A6)	差額
要支援１・事業対象者（１回あたり）	300 円	415 円	115 円
要支援２・事業対象者（１回あたり）		427 円	127 円
機能訓練向上加算（225 単位,1 月あたり）	200 円		
運動機能向上加算（225 単位,1 月あたり）		200 円	

事業所が提供しやすい

- 設備基準・人員基準一部緩和
- 月５回目、９回目の利用に対して報酬の算定が可能
- 区独自加算相当費（支援金）を設定することで、事業所のサービス参加を促進、安定したサービスの提供を支援

区独自加算相当費(支援金)	内容・条件	金額
介護認定軽度化加算相当費（１人あたり）	サービス利用中に介護度が軽度化した場合 例）要支援 2→要支援 1、要支援 2→非該当、要支援 1→非該当	10,000 円
自立化加算相当費（１人あたり）	地域の集いの場に参加しサービスを終了した場合	20,000 円
副都心加算相当費（１月あたり）	報酬請求実績がある事業所	50,000 円